

令和2年第4回

智頭町議会臨時会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

智頭町議会

## 第4回智頭町議会臨時会会議録

令和2年11月30日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について
- 第 5. 議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6. 議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について
- 第 5. 議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6. 議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

### 1. 会議に出席した議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 谷口翔馬   | 2番 波多恵理子  |
| 3番 安道泰治   | 4番 國本誠一   |
| 5番 河村仁志   | 6番 大藤克紀   |
| 7番 岩本富美男  | 8番 谷口雅人   |
| 9番 岸本眞一郎  | 10番 酒本敏興  |
| 11番 中野ゆかり | 12番 大河原昭洋 |

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（3名）

町 長 金 兒 英 夫  
総 務 課 長 矢 部 整  
総 務 課 参 事 米 本 勝 彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子  
書 記 寺 谷 圭 祐

開 会 午後 2時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、酒本敏興議員、1番、谷口翔馬議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

○議長(大河原昭洋) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和2年10月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。お手元に写しを配布しておりますので、ご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が去る10月26日、27日に開会され、議案4件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る11月18日に開会され、議案11件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11月27日付けをもって町長に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4. 議案第124号から日程第6. 議案第126号まで 3案 一括上程

○議長(大河原昭洋) これから、議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから、議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第4回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引き下げるものであります。

議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和2年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当を0.05月分引き下げるものであります。

議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和2年度から令和4年度までの間における会計年度任用職員の期末手当支給割合を、現行の2.6月のままとするものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長に説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第124号から日程第6、議案第126号までの3議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書1ページをご覧ください。

議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間3.40月分を年間3.35月分に0.05月分引き下げることについて、所要の改正を行う

ものであります。

それでは、議案書2ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要1ページ上段もご覧いただきたいと思います。

改正条例第1条の改正は、令和2年12月期の期末手当支給月数を、1.65月分とするものであり、同第2条の改正は、令和3年度以降は、6月期、12月期とも1.675月分とするものであります。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和2年度6月期の支給月数は、改正前の1.70月分のままであり、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するため、第2条による改正については令和3年度以降に適用されるものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書3ページをご覧いただきたいと思います。

議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和2年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当支給月数、年間2.60月を、年間2.55月に、0.05月分引き下げることについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書4ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要1ページ下段もご覧いただきたいと思います。

改正条例第1条は、令和2年12月期の期末手当支給月数を1.25月分とするものであり、同第2条の改正は、令和3年度以降は、6月期、12月期とも1.275月分とするものであります。

なお、特定幹部職員に関する改正を行っておりますが、本町では現在のところ

ろ、適用を受ける職員はおりません。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和2年度6月期の支給月数は、改正前の1.30月分のみであり、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するため、第2条による改正につきましては令和3年度以降に適用されるものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書6ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当支給割合が職員の給与に関する条例の規定を準用することとなっており、同条例の改正に伴い引き下げとなることから、引き下げないこととし、併せて令和3年度から令和4年度についても引き下げないこととするため、令和2年度から令和4年度までの間における会計年度任用職員の期末手当支給割合を、現行の年2.6月のままとすることについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書7ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要2ページもご覧いただきたいと思っております。

附則改正規定第3項では、令和2年12月期の期末手当支給月数について、1.30月分とするものであり、同第4項では、令和3年度及び令和4年度についても、6月期、12月期とも1.30月分とするものであります。

なお、施行期日は、公布の日からであり、改正後附則第4項の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

議員の皆さんは、全協室にお集まりください。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時14分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第124号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第125号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第126号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関



する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 2時15分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年11月30日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬